

「やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体登録」・

「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定」制度に関する Q&A

Q1 「やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体制度」と「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定制度」の違いは。

A 「やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体登録制度」は、企業・団体の宣言（意思表示）の届出により登録されるものです。「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定制度」は、当該宣言に沿って具体的な生物多様性保全の活動を実施している企業・団体の申請に応じて認定し、その取組を広く紹介するものです。

Q2 やまぐち生物多様性応援宣言企業・団体として登録するための要件はなにか。

A 県内で事業活動を行っている企業や県内で活動を行っている団体となります。これには、県内に拠点（本店・支店・事業所・工場など。）がない企業・団体も含まれます。

Q3 県外の企業・団体であるが、山口県内で生物多様性の保全に取り組んでいる場合、当該制度における対象者となるのか。

A Q2 でお答えした通り、県内に拠点（本店・支店・事業所・工場）の有無は要件ではないので、対象者となります。

Q4 センターの斡旋する生物多様性の保全活動に協力できなければ、登録や認定が取り消されるのか。

A 当該事案において、登録や認定を取り消すことは考えていません。

Q5 センターに支援要望を提出すれば必ず企業・団体を紹介してもらえるのか。

A 支援要望を提出いただき、ご要望に応じた企業・団体を紹介するよう努力いたしますが、企業・団体によって状況は様々であり、必ずご意向に沿えるものではありません。

Q6 「やまぐち生物多様性パートナー企業・団体」の要件で、継続して生物多様性の保全活動に取り組んでいることとなっているが具体的な年数はあるのか。

A 年数について目安としては最低でも1年以上と考えていますが、今後も継続して保全活動を実施する旨の意向があれば、初年度においても認定することとしています。